

改正後	改正前
第 1～第 4 [略]	第 1～第 4 [略]
<p>第 5 事業実施主体</p> <p>1 [略]</p> <p>2 機構集積協力金交付事業</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 農地整備・集約協力金交付事業</p> <p>    本事業の事業実施主体は、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2324 号農林水産事務次官依命通知）別表</p> <p>    1 <u>（第 1 関係）</u> の 1 <u>及び 2</u> に定める交付対象事業者とします。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>第 5 事業実施主体</p> <p>1 [略]</p> <p>2 機構集積協力金交付事業</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 農地整備・集約協力金交付事業</p> <p>    本事業の事業実施主体は、農地耕作条件改善事業交付金<u>等</u>交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2324 号農林水産事務次官依命通知）別表</p> <p>    1 <u>（第 3 関係）</u> の 1 に定める交付対象事業者とします。</p> <p>3・4 [略]</p>
第 6～第 19 [略]	第 6～第 19 [略]

改正後		改正前	
(別表 1)		(別表 1)	
用語	定義	用語	定義
担い手	<p>次のいずれかの経営体をいう。</p> <p>1 認定農業者</p> <p>① 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」といいます。）第 12 条第 1 項に基づき、経営改善計画の認定を受けた経営体</p> <p>② 基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人</p> <p>2 認定新規就農者</p> <p>基盤強化法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体</p> <p>3 基本構想水準到達者</p> <p>年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第 6 条第 1 項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体</p> <p>4 集落営農経営</p> <p>次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営</p> <p>① 基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業団体</p> <p>② 複数の農業者により構成される農作業受委託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っ</p>	担い手	<p>次のいずれかの経営体をいう。</p> <p>1 認定農業者</p> <p>① 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」といいます。）第 12 条第 1 項に基づき、<u>市町村から</u>経営改善計画の認定を受けた経営体。<u>。</u></p> <p>② 基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人。<u>。</u></p> <p>2 認定新規就農者</p> <p>基盤強化法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体。<u>。</u></p> <p>3 基本構想水準到達者</p> <p>年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第 6 条第 1 項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体。<u>。</u></p> <p>4 集落営農経営</p> <p>次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営。<u>。</u></p> <p>① 基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業団体。<u>。</u></p> <p>② 複数の農業者により構成される農作業受委託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っ</p>

	ている <u>集</u> 落営農組織		ている集落営農組織。
[略]	[略]	[略]	[略]
人・農地プラン	<u>農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)第2</u> の人・農地プランをいいます。	人・農地プラン	<u>人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地実施要綱」といいます。)第2</u> の人・農地プランをいいます。
[略]	[略]	[略]	[略]
自作地	<p>交付対象者又は交付対象者の世帯員等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第2項に規定する世帯員等をいいます。）が、機構に貸し付けた日の1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地（交付対象者が農地の相続人の場合は、被相続人が所有権に基づき自ら耕作していた農地で、相続後から機構に貸し付けられるまでの間に利用権の設定をしていなかったもの）をいいますが、以下の点に留意してください。</p> <p>1 「1年前の時点」について</p> <p>(1) 災害の発生や土地改良事業（基盤整備）の実施に伴い、本人の意思に関わらず物理的に耕作不可能となっていた期間がある場合は、当該不耕作期間と連続する耕作期間が機構に貸し付けた日から1年以上<u>で</u>あれば自作地として取り扱います。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	自作地	<p>交付対象者又は交付対象者の世帯員等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第2項に規定する世帯員等をいいます。）が、機構に貸し付けた日の1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地（交付対象者が農地の相続人の場合は、被相続人が所有権に基づき自ら耕作していた農地で、相続後から機構に貸し付けられるまでの間に利用権の設定をしていなかったもの）をいいますが、以下の点に留意してください。</p> <p>1 「1年前の時点」について</p> <p>(1) 災害の発生や土地改良事業（基盤整備）の実施に伴い、本人の意思に関わらず物理的に耕作不可能となっていた期間がある場合は、当該不耕作期間と連続する耕作期間が機構に貸し付けた日から1年以上あれば自作地として取り扱います。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
[略]	[略]	[略]	[略]

(別表 2)

区 分	内 容	注意点	補助率
1・2 [略]	[略]	[略]	[略]
3 農地中間管理事業等推進事業			
[略]	[略]	[略]	[略]
予納金	不在者財産管理人等 <sup>等</sup> の選任の申立てに係る予納金		[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
4・5 [略]	[略]	[略]	[略]
6 機構集積支援事業			
[略]	[略]	[略]	[略]
借料及び使用料	第3の3の事業を実施するために必要な会場借料、物品等使用料及び損料並びにパソコン、 <u>プリンター及びタブレット端末（無線LANルーターを含む。）</u> のリース費用等（ただし、別記3の第2の1の（5）における農地台帳システムに係るハードウェア及びソフトウェア等のリース費用は除く。）	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
7 [略]	[略]	[略]	[略]

(別表 2)

区 分	内 容	注意点	補助率
1・2 [略]	[略]	[略]	[略]
3 農地中間管理事業等推進事業			
[略]	[略]	[略]	[略]
予納金	不在者財産管理人の選任の申立てに係る予納金		[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
4・5 [略]	[略]	[略]	[略]
6 機構集積支援事業			
[略]	[略]	[略]	[略]
借料及び使用料	第3の3の事業を実施するために必要な会場借料、物品等使用料及び損料並びにパソコン <u>及びプリンター</u> のリース費用等（ただし、別記3の第2の1の（5）における農地台帳システムに係るハードウェア及びソフトウェア等のリース費用は除く。）	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
7 [略]	[略]	[略]	[略]

1・2 [略]

1・2 [略]

改正後	改正前																																										
別紙様式第1号 [略]	別紙様式第1号 [略]																																										
別紙様式第2号 [略]	別紙様式第2号 [略]																																										
別紙様式第3号	別紙様式第3号																																										
令和○年度○○市町村機構集積協力金交付事業実施計画（又は完了報告書）	令和○年度○○市町村機構集積協力金交付事業実施計画（又は完了報告書）																																										
1 総括表	1 総括表																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">必要経費総計</th> <th style="text-align: center;">うち補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 地域集積協力金交付事業</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>（1）集積タイプ</td> <td style="text-align: right;">( 円)</td> <td style="text-align: right;">( 円)</td> </tr> <tr> <td>（2）集約化タイプ</td> <td style="text-align: right;">( 円)</td> <td style="text-align: right;">( 円)</td> </tr> <tr> <td>2 経営転換協力金交付事業</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>3 機構集積協力金推進事業</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">0円</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> </tbody> </table>		必要経費総計	うち補助金	1 地域集積協力金交付事業	円	円	（1）集積タイプ	( 円)	( 円)	（2）集約化タイプ	( 円)	( 円)	2 経営転換協力金交付事業	円	円	3 機構集積協力金推進事業	円	円	合計	0円	0円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">必要経費総計</th> <th style="text-align: center;">うち補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 地域集積協力金交付事業</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>（1）集積・<u>集約化</u>タイプ</td> <td style="text-align: right;">( 円)</td> <td style="text-align: right;">( 円)</td> </tr> <tr> <td>（2）集約化タイプ</td> <td style="text-align: right;">( 円)</td> <td style="text-align: right;">( 円)</td> </tr> <tr> <td>2 経営転換協力金交付事業</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>3 機構集積協力金推進事業</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">0円</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> </tbody> </table>		必要経費総計	うち補助金	1 地域集積協力金交付事業	円	円	（1）集積・ <u>集約化</u> タイプ	( 円)	( 円)	（2）集約化タイプ	( 円)	( 円)	2 経営転換協力金交付事業	円	円	3 機構集積協力金推進事業	円	円	合計	0円	0円
	必要経費総計	うち補助金																																									
1 地域集積協力金交付事業	円	円																																									
（1）集積タイプ	( 円)	( 円)																																									
（2）集約化タイプ	( 円)	( 円)																																									
2 経営転換協力金交付事業	円	円																																									
3 機構集積協力金推進事業	円	円																																									
合計	0円	0円																																									
	必要経費総計	うち補助金																																									
1 地域集積協力金交付事業	円	円																																									
（1）集積・ <u>集約化</u> タイプ	( 円)	( 円)																																									
（2）集約化タイプ	( 円)	( 円)																																									
2 経営転換協力金交付事業	円	円																																									
3 機構集積協力金推進事業	円	円																																									
合計	0円	0円																																									
2 地域集積協力金交付事業	2 地域集積協力金交付事業																																										
（1）集積タイプ	（1）集積・ <u>集約化</u> タイプ																																										
[略]	[略]																																										
3・4 [略]	3・4 [略]																																										
作成要領	作成要領																																										
1 地域集積協力金交付事業	1 地域集積協力金交付事業																																										
【各タイプ共通】 [略]	【各タイプ共通】 [略]																																										
【集積タイプ】 [略]	【集積・ <u>集約化</u> タイプ】 [略]																																										
2 [略]	2 [略]																																										

別紙様式第4-1号

[略]

1 [略]

2 農地中間管理機構事業における都道府県推進事業等の計画

(1) 都道府県推進事業

事 項	内 容	対象人数	金 額
①人件費（事務等経費のうち報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）		人	円
	うち都道府県職員	人	円
	うち臨時職員（都道府県）	人	円
②旅費			円
③その他			円
合 計			円

(2) 農地中間管理機構運営事業

事 項	内 容	対象人数/ 委託先数	金 額
①人件費（事務等経費のうち賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）		人	円
	うち機構専任職員	人	円
	うち公社内兼任職	人	円

別紙様式第4-1号

[略]

1 [略]

2 農地中間管理機構事業における都道府県推進事業等の計画

(1) 都道府県推進事業

事 項	内 容	金 額
①人件費（事務等経費のうち報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）		円
②旅費		円
③その他		円

(2) 農地中間管理機構運営事業

事 項	内 容	金 額
①人件費（事務等経費のうち賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）		円

員			
うち臨時職員（機 構）		人	円
うちその他		人	円
②旅費			円
③配分計画案作成協 力金			円
④委託費		件	円
うち市町村		件	円
うち農業協同組合		件	円
うち市町村農業公 社		件	円
うち土地改良区		件	円
うち民間企業		件	円
うちその他		件	円
⑤その他			円
合 計			円

②旅費		円
③委託費		円
④その他		円

(3) 実質的負担額の内訳

事 項	内 容	対象人数	金 額
①人件費（事務等経費 のうち賃金・報酬・ 給料・職員手当等、 共済費、労働者派遣 料等）		人	円
うち臨時職員（都道 府県）		人	円
うち派遣職員（都道 府県等）		人	円

(3) 実質的負担額の内訳

事 項	内 容	金 額
①人件費（事務等経費 のうち賃金・報酬・ 給料・職員手当等、 共済費、労働者派遣 料等）		円

うち兼任職員（都道府県等）		人	円				
うちその他		人	円				
②旅費			円	②旅費			円
③その他			円	③その他			円
合 計			円				
(4) [略]				(4) [略]			
3・4 [略]				3・4 [略]			
※1・2 [略]				※1・2 [略]			
※3 2の(1)及び(2)並びに3の推進事業等については、第3の1の(3)のア及びイ並びに第3の2の(3)に要する経費を記載します。				※3 2の(1)及び(2)並びに3の推進事業等については、第3の1の(3)のア及びウ、第3の2の(4)に要する経費を記載します。			
※4 [略]				※4 [略]			
※5 2の(1)から(3)までの人件費については、支払いの対象となる人数を「対象人数」欄に記載します。なお、本様式を事業完了報告とする際は、実際に支払いのあった人数を記載します。				[新設]			
※6 2の(2)の③については、機構法第19条第1項に規定する市町村等に対する農用地利用配分計画の原案作成に係る協力金を支払う場合に記載します。				[新設]			
※7 2の(2)の④については、委託先の件数を「委託先数」欄に記載します。なお、本様式を事業完了報告とする際は、実際に支払いのあった委託先の件数を記載します。				[新設]			
※8 2の(1)から(3)までのその他については、人件費、旅費、配分計画案作成協力金及び委託費以外の経費について記載します。				※5 2の(1)及び(2)、(3)のその他については、人件費及び旅費、委託費以外の経費について記載してください。			
※9 4については、都道府県が任意様式で作成したものを添付することも可とします。				※6 4については、都道府県が任意様式で作成したものを添付することも可とします。			
別紙様式第4-2号～別紙様式第7号 [略]				別紙様式第4-2号～別紙様式第7号 [略]			

別紙様式第8号

[略]

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の提出について

[略]

令和 年度機構集積支援事業実施計画（完了報告書）

I・II [略]

III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)～(6) [略]

(7) 農業委員会へのタブレット端末の貸出

<u>農業委員会名</u>	<u>貸出台数</u>	<u>貸出期間</u>	<u>利用目的 (利用実績)</u>

※ 利用目的（利用実績）欄には、総会や研修等、具体的にどの業務で利用するか（完了報告においては利用した実績）を記入してください。

2 [略]

(別紙)

令和〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

事業実施主体名

別紙様式第8号

[略]

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の提出について

[略]

令和 年度機構集積支援事業実施計画（完了報告書）

I・II [略]

III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)～(6) [略]

[新設]

2 [略]

(別紙)

令和〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

事業実施主体名

項目	1. 総事業費		3. 経費内訳
		2. うち交付金額	
I・II [略]			
III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業			
1 農業委員会等に対する支援			
<u>うち農業委員会へのタブレット端末の貸出</u>			
2～4 [略]			
合計 [略]			

項目	1. 総事業費		3. 経費内訳
		2. うち交付金額	
I・II [略]			
III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業			
1 農業委員会等に対する支援			
[新設]			
2～4 [略]			
合計 [略]			

(注) [略]

(注) [略]

別紙様式第9号

[略]

(別添)

令和 年度機構集積支援事業実施計画 (完了報告書)

I・II [略]

III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)～(6) [略]

(7) 農業委員会へのタブレット端末の貸出

農業委員会名	貸出台数	貸出期間	利用目的 (利用実績)

別紙様式第9号

[略]

(別添)

令和 年度機構集積支援事業実施計画 (完了報告書)

I・II [略]

III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)～(6) [略]

[新設]

<p>※ <u>利用目的（利用実績）欄には、総会や研修等、具体的にどの業務で利用するか（完了報告においては利用した実績）を記入してください。</u></p> <p>2 [略] (別紙) [略]</p>	<p>2 [略] (別紙) [略]</p>									
<p>別紙様式第 10 号</p> <p>[略]</p> <p>(別添)</p> <p>令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)</p> <p>I [略]</p> <p>II 農地情報公開システム管理事業</p> <p>1 農地情報公開システムの管理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に対する研修会の実施等</p> <p>ア [略]</p> <p><u>イ 農地情報公開システムの更新状況</u></p> <table border="1" data-bbox="224 1029 1093 1228"> <tr> <td data-bbox="224 1029 376 1093"><u>都道府県</u></td> <td colspan="2" data-bbox="376 1029 1093 1093"><u>研修会出席農業委員会等数</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 1093 376 1157"></td> <td colspan="2" data-bbox="376 1093 1093 1157"><u>うち更新農業委員会等数</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 1157 376 1228"></td> <td colspan="2" data-bbox="376 1157 1093 1228"></td> </tr> </table> <p>※1 <u>「うち更新農業委員会等数」には、事業実施年度末時点又は完了報告書の報告日の 10 日前のいずれか早い日の時点で農地情報公開システムが最新かつ正確な情報に更新されている農業委員会等数を記載</u></p> <p>※2 <u>事業実施計画書の作成時には記載不要</u></p> <p><u>ウ 指導・助言</u></p>	<u>都道府県</u>	<u>研修会出席農業委員会等数</u>			<u>うち更新農業委員会等数</u>					<p>別紙様式第 10 号</p> <p>[略]</p> <p>(別添)</p> <p>令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)</p> <p>I [略]</p> <p>II 農地情報公開システム管理事業</p> <p>1 農地情報公開システムの管理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に対する研修会の実施等</p> <p>ア [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>イ 指導・助言</u></p>
<u>都道府県</u>	<u>研修会出席農業委員会等数</u>									
	<u>うち更新農業委員会等数</u>									

[表略] (3) [略] 2～4 [略]	[表略] (3) [略] 2～4 [略]
----------------------------	----------------------------

別紙様式第10号別添

農地情報公開システムの更新状況

[新設]

○○都道府県

農業委員会	事業実施年度						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	総会日						
	更新月						
	/	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	総会日						
	更新月						
	総会日						
	更新月						
	/	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	総会日						
	更新月						
	/	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	総会日						
	更新月						

※1 「総会日」には、当該月に総会を開催した場合に開催日を記載すること。  
 ※2 「更新月」には、当該月に開催された総会の議案に係る農地の権利移動

<p><u>等について更新が行われた月を記載すること。</u></p>	
<p>別紙様式第 11 号</p> <p>[略]</p> <p>令和〇〇年度交付決定前着手届</p> <p>[略]</p> <p>農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）<u>第 15 の 1</u>に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>[略]</p>	<p>別紙様式第 11 号</p> <p>[略]</p> <p>令和〇〇年度交付決定前着手届</p> <p>[略]</p> <p>農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）<u>第 14 の 1</u>に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>[略]</p>
<p>別紙様式第 12-1 ～別紙様式第 13 号 [略]</p>	<p>別紙様式第 12-1 ～別紙様式第 13 号 [略]</p>

改正後	改正前
<p>(別記 1)</p> <p style="text-align: center;">農地中間管理機構事業</p> <p>第 1 ～ 第 3 [略]</p> <p>第 4 農地中間管理事業等推進事業</p> <p>1 [略]</p> <p>2 農地中間管理機構運営事業</p> <p>(1) 機構が借受希望者の募集、配分計画の作成、評価委員会の開催、委託契約業務、相談窓口業務、<u>現地コーディネーターによるコーディネート活動</u>、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 12 号）附則第 4 条に基づく農地利用集積円滑化事業からの権利及び義務の承継等の機構の運営活動に要する経費及び業務委託費を対象とします。</p> <p style="text-align: center;"><u>なお、原子力災害被災 12 市町村集積・集約化対策事業実施要綱（令和 3 年〇月〇日付け 2 経営第 3385 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 1 に定める原子力災害被災 12 市町村農地中間管理機構事業に係る経費を本事業の補助対象から除きます。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第 5 [略]</p>	<p>(別記 1)</p> <p style="text-align: center;">農地中間管理機構事業</p> <p>第 1 ～ 第 3 [略]</p> <p>第 4 農地中間管理事業等推進事業</p> <p>1 [略]</p> <p>2 農地中間管理機構運営事業</p> <p>(1) 機構が借受希望者の募集、配分計画の作成、評価委員会の開催、委託契約業務、相談窓口業務、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 12 号）附則第 4 条に基づく農地利用集積円滑化事業からの権利及び義務の承継等の機構の運営活動に要する経費及び業務委託費を対象とします。</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第 5 [略]</p>
<p>別記 1 別紙 1</p> <p style="text-align: center;">農地集積奨励金</p>	<p>別記 1 別紙 1</p> <p style="text-align: center;">農地集積奨励金</p>

第1 [略]

第2 第1の貸付率については、毎年度12月末日時点で、次の計算により算出した数値とします。

$$\text{貸付率} = \frac{(A)}{(B)} \times 100$$

(A) = 機構が貸し付けている農用地等面積

(B) = 機構が借り受けている農用地等面積 - (X) - (Y)

(X) = 機構が借り受け、機構が賃料及び保全管理経費を負担していない農用地等の面積

(Y) = 機構が、新規就農者、新規参入者等（以下「新規就農者等」といいます。）へ転貸する農地をあらかじめ確保する目的で借り受けた農用地等の面積（(X)を除きます。）

第3

1・2 [略]

3 機構は、第2の(X)及び(Y)の農用地等についての取り決めがされていることを確認できる書類等を整備するものとし、地方農政局長等の求めに応じて提出するものとし、

別記1別紙2 [略]

第1 [略]

第2 第1の貸付率については、毎年度12月末日時点で、次の計算により算出した数値とします。

$$\text{貸付率} = \frac{(A)}{(B)} \times 100$$

(A) = 機構が貸し付けている農用地等面積

(B) = 機構が借り受けている農用地等面積 - (X)

(X) = 機構が借り受け、機構が賃料及び保全管理経費を負担していない農用地等の面積

[新設]

第3

1・2 [略]

[新設]

別記1別紙2 [略]

別記 1 別紙様式

[略]

令和〇〇年度農地中間管理機構の貸付率の報告について  
(農地集積奨励金交付事業)

[略]

(単位：ha、%)

	累計(ストック)
借受面積(①) うち転貸面積(②)  うち管理面積 うち費用負担のない面積(③)  <u>うち新規就農者等へ転貸する目的で 借り受けた面積(③を除く)(④)</u>	
貸付率(② / (① - ③ - ④))	

※ [略]

添付資料：管理台帳 (X)及び(Y)の面積が確認できるように記載)  
(削る)

(別記 2 - 1)

機構集積協力金交付事業 (地域集積協力金交付事業等)

別記 1 別紙様式

[略]

令和〇〇年度農地中間管理機構の貸付率の報告について  
(農地集積奨励金交付事業)

[略]

(単位：ha、%)

	累計(ストック)
借受面積(①) うち転貸面積(②)  うち管理面積 うち費用負担のない面積(③)  [新設]	
貸付率(② / (① - ③))	

※ [略]

添付資料：管理台帳

費用負担がないことを証する資料

(別記 2 - 1)

機構集積協力金交付事業 (地域集積協力金交付事業等)

第1 [略]

第2 事業実施内容

本事業の対象農地は、<sup>※</sup>農業振興地域の区域内の農地とします。

また、東日本大震災の津波被災地域<sup>等</sup>に対しても、復興に向けた取組に配慮しつつ、本事業の中で支援することとします。

第3 事業の内容

1 地域集積協力金事業

(1) 集積タイプ

[略]

(2) [略]

2・3 [略]

第4 [略]

第5 地域集積協力金交付事業

1 交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」とします。

(1) [略]

(2) 以下のいずれかに該当するものであること。

ア 農業集落、大字又は学校区等、人・農地プランの作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの

イ アによりがたい場合には10ha以上（北海道においては30ha以上）のまとまりのある農地で人・農地プランの作成・実行のための話合いの単位となっているもの

(3)・(4) [略]

(5) (1)の人・農地プランは、以下のいずれかに該当するものであること。

ア [略]

第1 [略]

第2 事業実施地域

本事業の対象農地は、<sup>※</sup>農業振興地域の区域内の農地とします。

また、東日本大震災の津波被災地域に対しても、復興に向けた取組に配慮しつつ、本事業の中で支援することとします。

第3 事業の内容

1 地域集積協力金事業

(1) 集積・集約化タイプ

[略]

(2) [略]

2・3 [略]

第4 [略]

第5 地域集積協力金交付事業

1 交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」とします。

(1) [略]

(2) 以下のいずれかに該当するものであること。

ア 農業集落、大字又は学校区等、人・農地プランの作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの。。

イ アによりがたい場合には10ha以上（北海道においては30ha以上）のまとまりのある農地で人・農地プランの作成・実行のための話合いの単位となっているもの。。

(3)・(4) [略]

(5) (1)の人・農地プランは、以下のいずれかに該当するものであること。

ア [略]

イ アに該当しない場合は、人・農地プラン通知5の(1)の工程表の作成及び公表が行われていること(令和3年度に限る。)

2 [略]

3 交付額  
[略]

(1) 機構の活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出します。

ア 集積タイプ

$$\text{機構の活用率} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積}}{\text{「地域」の農地面積} - \text{対象期間前の貸付面積}}$$

イ 集約化タイプ

$$\text{機構の活用率(累積)} = \frac{\text{機構への貸付総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

注1: 「対象期間内の貸付面積」とは、原則、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末までに機構に貸付けられた面積とします。

ただし、地域の話合いの開催時期や農作物の作期の都合等により、機構への農地の貸付けが2月末を跨いで順次行われる地域については、事業実施年度の9月から事業実施年度の翌年度の8月末までに機構に貸付けられた農地面積を「対象期間内の貸付面積」として算定できるものとします。

なお、この取扱いは、2月末時点で集計した場合の交付額が、事業実施年度の9月から事業実施年度の翌年度の8月末までの機構への貸付面積(貸付予定面積を含む)で算定した場合の交付額を下回ることが見込まれる地域に限るものとします。

イ アに該当しない場合は、人・農地プラン通知5の(1)の工程表の作成及び公表が行われていること(令和元年度及び令和2年度に限る。)

2 [略]

3 交付額  
[略]

(1) 機構の活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出します。

$$\text{機構の活用率} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積}}{\text{「地域」の農地面積} - \text{対象期間前の貸付面積}}$$

[新設]

注1: 「対象期間内の貸付面積」とは、原則、事業実施年度の前年度の3月(令和元年度は、前年度の1月)から事業実施年度の2月末までに機構に貸付けられた面積。

ただし、地域の話合いの開催時期や農作物の作期の都合等により、機構への農地の貸付けが2月末を跨いで順次行われる地域については、事業実施年度の9月から事業実施年度の翌年度の8月末までに機構に貸付けられた農地面積を「対象期間内の貸付面積」として算定できるものとします。

なお、この取扱いは、2月末時点で集計した場合の交付額が、事業実施年度の9月から事業実施年度の翌年度の8月末までの機構への貸付面積(貸付予定面積を含む)で算定した場合の交付額を下回ることが見込まれる地域に限るものとします。

注2：「再貸付面積」とは、対象期間の起算日の前日までに機構に貸し付けられたことのある農地で、機構との貸借期間の満了又は合意解約等の後、再度、機構に貸し付けられた農地の面積とします。

注3：「対象期間前の貸付面積」とは、対象期間の起算日の前日時点で機構に貸し付けられている農地面積とします。

注4：「機構への貸付総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積（再貸付面積を含む合計面積）とします。

注5：[略]

## (2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

### ア 集積タイプ

$$\text{交付対象面積} = \text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積} \\ - \text{貸付期間6年未満の農地面積}$$

### イ 集約化タイプ

$$\text{交付対象面積} = \text{対象期間内の転貸面積}$$

注1：[略]

注2：「対象期間内の転貸面積」とは、原則、機構への貸付期間が6年以上の農地であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度（事業実施年度の翌々年度。以下同じです。）の2月末までに機構から転貸された農地面積とします。

ただし、過去に集約化タイプの交付を受けた農地は対象外とします。

## 4 交付要件及び交付単価

### (1) 集積タイプ

#### ア 交付要件

注2：「再貸付面積」とは、対象期間の起算日の前日までに機構に貸し付けられたことのある農地で、機構との貸借期間の満了又は合意解約等の後、再度、機構に貸し付けられた農地の面積。

注3：「対象期間前の貸付面積」とは、対象期間の起算日の前日時点で機構に貸し付けられている農地面積。

[新設]

注4：[略]

## (2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

$$\text{交付対象面積} = \text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積} \\ - \text{貸付期間6年未満の農地面積}$$

[新設]

注：[略]

[新設]

## 4 交付要件及び交付単価

### (1) 集積・集約化タイプ

#### ア 交付要件

集積タイプの交付を受けるためには、交付対象面積に占める以下に掲げる農地面積の割合がいずれも 10% 以上であることが必要です。ただし、担い手が不足する地域であって、新規就農者等を受け入れ、目標年度までに当該要件の達成に取り組む場合は5%以上とします。この場合、目標年度までに当該要件を達成するための具体的な計画（以下「目標達成計画」といいます。）を作成することが必要です。

(ア)・(イ) [略]

注1：「担い手が不足する地域」とは、中心経営体（人・農地プランに位置付けられた今後の地域の中心となる経営体）に新規就農者等を位置付け、当該新規就農者等を含む担い手への農地集積に取り組む地域のことをいいます。

注2： [略]

イ [略]

ウ 中山間地域の交付単価の適用範囲等

(ア) [略]

(イ) 一般地域内に中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の集落協定又は個別協定の対象となる農地がある場合であって、(ア)のaに該当する「地域」に限り、当該農地に対して中山間地域の交付単価を適用します。

エ [略]

(2) 集約化タイプ

ア 交付要件

集約化タイプの交付を受けるためには、以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

(ア) 「地域」の農地面積に占める同一の担い手が耕作する1ha以上（中山間地域（(1)のウの(ア)のbに該当

集積・集約化タイプの交付を受けるためには、交付対象面積に占める以下に掲げる農地面積の割合がいずれも 1割 以上であることが必要です。

(ア)・(イ) [略]

[新設]

注： [略]

イ [略]

ウ 中山間地域の交付単価の適用範囲等

(ア) [略]

(イ) 一般地域内に中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の集落協定又は個別協定の対象となる農地がある場合であって、(ア)のaに該当する「地域」に限り、当該農地に対して中山間地域の交付単価を適用します。

エ [略]

(2) 集約化タイプ

ア 交付要件

集約化タイプの交付を受けるためには、以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

(ア) 「地域」の農地面積に占める同一の担い手が耕作する1ha以上（中山間地域（(1)のウの(ア)のbに該当

する「地域」)及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあっては6ha以上。以下同じ。)の団地面積の割合が目標年度までに20ポイント以上増加すること。

(イ) [略]

イ [略]

5 [略]

#### 6 交付金の返還

(1) 市町村は、4の(2)に取り組む「地域」において、目標年度の2月末時点における交付対象面積が、交付額の算定時における交付対象面積に満たない場合は、交付を行った地域集積協力金の差額を当該地域に返還させる必要があります。

(2) 市町村は、第8の2の目標年度において交付要件を満たしていない「地域」が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った地域集積協力金を当該地域に返還させる必要があります。

#### 7 留意事項

(削る)

[略]

第6・第7 [略]

#### 第8 農地集積・集約化状況の報告等

1 [略]

2 都道府県は、1による報告を受けた場合は、その内容を点検し農地集積・集約化の状況が十分ではないときその他必要と判断したときは、市町村及び関係機関と連携して、当該地域に対して適切な指導を行うものとします。

する「地域」)及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあっては6ha以上。以下同じ。)の団地面積の割合が目標年度(事業実施年度の翌々年度。以下同じ。)までに20ポイント以上増加すること。

(イ) [略]

イ [略]

5 [略]

#### [新設]

#### 6 留意事項

(1) 4の(1)又は(2)のいずれかのタイプの交付を受けた「地域」は、同一年度に再度本協力金の交付は受けられません。

(2) [略]

第6・第7 [略]

#### 第8 農地集積・集約化状況の報告等

1 [略]

2 都道府県は、1による報告を受けた場合は、その内容を点検し農地集積・集約化の状況が十分ではないときその他必要と判断したときは、市町村及び関係機関と連携して、当該地域に対して適切な指導を行うものとします。

<p>なお、<u>集積タイプで目標達成計画の作成地域のうち、目標年度において交付要件を達成していない地域又は、集約化タイプの実施地域のうち、目標年度において交付要件を満たしていない地域があった場合は、市町村に改善計画の作成を行わせるとともに、目標達成に向けた適切な指導を行うものとし</u>ます。</p> <p>都道府県は、この点検結果及び指導内容を地方農政局長等に対象年度の翌年度の7月末までに報告するものとします。</p> <p>(削る)</p> <p><u>3・4</u> [略]</p> <p>第9・第10 [略]</p>	<p>なお、集約化タイプの実施地域のうち、目標年度において交付要件を満たしていない地域があった場合は、市町村に改善計画の作成を行わせるとともに、目標達成に向けた適切な指導を行うものとします。</p> <p>都道府県は、この点検結果及び指導内容を地方農政局長等に対象年度の翌年度の7月末までに報告するものとします。</p> <p><u>3 市町村は、2の目標年度において交付要件を満たしていない地域が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った地域集積協力を当該地域に返還させることが必要</u>です。</p> <p><u>4・5</u> [略]</p> <p>第9・第10 [略]</p>				
<p>(別記2-1別表1)</p> <p>1 [略]</p> <p>2 以下の市町村の区域のうち、<u>避難解除等区域又は特定復興再生拠点区域</u> [略]</p>	<p>(別記2-1別表1)</p> <p>1 [略]</p> <p>2 以下の市町村の区域のうち、<u>平成23年4月22日時点における警戒区域、計画的避難区域又は緊急避難準備区域</u> [略]</p>				
<p>別記2-1様式第1号～別記2-1様式第2号 「略」</p>	<p>別記2-1様式第1号～別記2-1様式第2号 「略」</p>				
<p>(別記2-1様式第1号及び第2号の別添) 個人の取扱い(例)</p> <p>[略]</p> <p>機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて [略]</p>	<p>(別記2-1様式第1号及び2号の別添) 個人の取扱い(例)</p> <p>[略]</p> <p>機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて [略]</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="141 1303 315 1425">事業等 (注1)</td> <td data-bbox="324 1303 1104 1425">農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、<u>経営継承・発展等支援事業</u>、農業次世代人材投資資金(経営開始型)、農業経営基盤強化資金(ス</td> </tr> </table>	事業等 (注1)	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、 <u>経営継承・発展等支援事業</u> 、農業次世代人材投資資金(経営開始型)、農業経営基盤強化資金(ス	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1135 1303 1310 1425">事業等 (注1)</td> <td data-bbox="1319 1303 2094 1425">農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、<u>人・農地問題解決加速化支援事業</u>、農業次世代人材投資資金(経営開始型)、農業経営基盤強化資</td> </tr> </table>	事業等 (注1)	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、 <u>人・農地問題解決加速化支援事業</u> 、農業次世代人材投資資金(経営開始型)、農業経営基盤強化資
事業等 (注1)	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、 <u>経営継承・発展等支援事業</u> 、農業次世代人材投資資金(経営開始型)、農業経営基盤強化資金(ス				
事業等 (注1)	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、 <u>人・農地問題解決加速化支援事業</u> 、農業次世代人材投資資金(経営開始型)、農業経営基盤強化資				

	<p>ーパーL資金)の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等</p> <p>(※ その他追加すべき事業等がある場合は追加すること)</p>		<p>金(スーパーL資金)の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等</p> <p>(※ その他追加すべき事業等がある場合は追加すること)</p>
<p>関係機関 (注)</p>	<p>[略]</p>	<p>関係機関 (注)</p>	<p>[略]</p>
<p>(別記2-2) [略]</p>		<p>(別記2-2) [略]</p>	
<p>(別記3) 機構集積支援事業</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 事業の内容</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 広域的な農地利用調整活動等への支援事業</p> <p>(1) 農業委員会に対する支援</p> <p>ア～エ [略]</p> <p><u>オ 農業委員会へのタブレット端末の貸出</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>第3 事業実施の要件</p> <p>2 第2の1及び2の事業の要件</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 第2の2の(1)については、当該事業を実施する地区において、実施主体の農業委員会の置かれた市町村が人・農地プラン通知5の</p>		<p>(別記3) 機構集積支援事業</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 事業の内容</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 広域的な農地利用調整活動等への支援事業</p> <p>(1) 農業委員会に対する支援</p> <p>ア～エ [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>第3 事業実施の要件</p> <p>2 第2の1及び2の事業の要件</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 第2の2の(1)については、当該事業を実施する地区において、実施主体の農業委員会の置かれた市町村が人・農地プラン通知5の</p>	

(1) の工程表に基づき実質化された人・農地プランを令和3年度までに作成・公表することを要件とします。

#### 第4 事業実施における留意事項

##### 1 第2の1の事業の留意事項

(1)～(3) [略]

(4) 第2の1の(7)の支援対象として、経営継承・発展等支援事業の交付を受けて、経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和3年〇月〇日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記2の第1の1の(1)に取り組む市町村の農業委員会は除きます。

##### 2 第2の2の事業の留意事項

(1) 第2の2の(1)の支援の対象として、経営継承・発展等支援事業の交付を受けて、経営継承・発展等支援事業実施要綱別記2の第1の1の(2)及び(4)に取り組む地区は除きます。また、支援対象経費は、地図の印刷に必要な消耗品費、プリンターのリース費用等の借料及び使用料並びに農業委員会の人件費に限ります。

(2)～(5) [略]

##### 3 第2の3の事業の留意事項

(1) 農業委員会等に対する支援の留意事項

ア～ク [略]

ケ 農業委員会へのタブレット端末の貸出について、農業委員会に貸し出すタブレット端末の契約は、全国農業委員会ネットワーク機構が、都道府県農業委員会ネットワーク機構の利用台数の要望を把握した上で、一括して調達を行うものとし、なお、全国農業委員会ネットワーク機構は、契約の方法仕様書の内容等について事前に農林水産省と協議を行うものとし、

(1) の工程表に基づき実質化された人・農地プランを令和2年度中に作成・公表することを要件とします。

#### 第4 事業実施における留意事項

##### 1 第2の1の事業の留意事項

(1)～(3) [略]

(4) 第2の1の(7)の支援対象として、人・農地問題解決加速化支援事業の交付を受けて、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号。以下同じ。)の第2の1の(1)に取り組む市町村の農業委員会は除きます。

##### 2 第2の2の事業の留意事項

(1) 第2の2の(1)の支援対象として、人・農地問題解決加速化支援事業の交付を受けて、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号。以下同じです。)の第2の1の(2)及び(4)に取り組む地区は除きます。

(2)～(5) [略]

##### 3 第2の3の事業の留意事項

(1) 農業委員会等に対する支援の留意事項

ア～ク [略]

[新設]

<p><u>コ 第2の3(1)のオの事業の対象経費は、タブレット端末のリース費用等の賃料及びインターネットに接続するための通信料に限ります。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 第2の5の事業の留意事項</p> <p>(1) 全国農業委員会ネットワーク機構は、<u>次の取組</u>を実施する場合、事前に農林水産省と協議を行うものとします。</p> <p><u>① 第2の5の(1)のイの研修会</u></p> <p><u>② 農地情報公開システムに係る改修</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 第2の5の(1)のイの研修会に出席した農業委員会等は、事業実施年度末又は全国ネットワーク機構事業完了報告書の提出日の10日前のいずれか早い日の時点で、当該時点での最新かつ正確な情報に農地情報公開システムを更新するものとします。</u></p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>第5～第9 [略] (別記3別添)</p> <p>人・農地プランに係る個人情報の取扱いについて</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>※ 各種関連事業とは、<u>経営継承・発展等支援事業</u>、農業次世代人材投資事業（経営開始型）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、担い手経営発展支援金融対策事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、経営所得安定対策等交付金、経営所得安定対策等推進事業、農地集積・集約化対策事業、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農山漁村振興交付金、国営かんがい排水事業のうち国</p>	<p>[新設]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 第2の5の事業の留意事項</p> <p>(1) 全国農業委員会ネットワーク機構は、<u>農地情報公開システムに係る改修</u>を実施する場合、<u>改修内容については</u>、事前に農林水産省と協議を行うものとします。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>第5～第9 [略] (別記3別添)</p> <p>人・農地プランに係る個人情報の取扱いについて</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>※ 各種関連事業とは、<u>人・農地問題解決加速化支援事業</u>、農業次世代人材投資事業（経営開始型）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、担い手経営発展支援金融対策事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、経営所得安定対策等交付金、経営所得安定対策等推進事業、農地集積・集約化対策事業、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農山漁村振興交付金、国営かんがい排水事業の</p>
---	---

<p>営水利システム再編事業（農地集積促進型）、水利施設等保全高度化事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、食料産業・6次産業化交付金（6次産業化の推進及び6次産業化施設整備事業）、農地売買等支援事業等をいいます。</p> <p>また、各種関連事業に名称変更があった場合は名称変更後の事業も対象とします。</p> <p>（別紙）農業委員会→農業者向け</p> <p>個人情報の取扱い（例）</p>	
[略]	
[略]	
事業等 （注1）	<p><u>経営継承・発展等支援事業</u>、農業次世代人材投資事業（経営開始型）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、担い手経営発展支援金融対策事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、経営所得安定対策等交付金、経営所得安定対策等推進事業、農地集積・集約化対策事業、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農山漁村振興交付金、国営かんがい排水事業のうち国営水利システム再編事業（農地集積促進型）、水利施設等保全高度化事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、食料産業・6次産業化交付金（6次産業化の推進及び6次産業化施設整備事業）、農地売買等支援事業、農林水産統計調査等</p> <p>（※ その他追加する事業等があれば明確にすること）</p>
[略]	[略]

<p>うち国営水利システム再編事業（農地集積促進型）、水利施設等保全高度化事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、食料産業・6次産業化交付金（6次産業化の推進及び6次産業化施設整備事業）、農地売買等支援事業等をいいます。</p> <p>また、各種関連事業に名称変更があった場合は名称変更後の事業も対象とします。</p> <p>（別紙）農業委員会→農業者向け</p> <p>個人情報の取扱い（例）</p>	
[略]	
[略]	
事業等 （注1）	<p><u>人・農地問題解決加速化支援事業</u>、農業次世代人材投資事業（経営開始型）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、担い手経営発展支援金融対策事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、経営所得安定対策等交付金、経営所得安定対策等推進事業、農地集積・集約化対策事業、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農山漁村振興交付金、国営かんがい排水事業のうち国営水利システム再編事業（農地集積促進型）、水利施設等保全高度化事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、食料産業・6次産業化交付金（6次産業化の推進及び6次産業化施設整備事業）、農地売買等支援事業、農林水産統計調査等</p> <p>（※ その他追加する事業等があれば明確にすること）</p>
[略]	[略]

個人情報の取扱いの確認 「略」	個人情報の取扱いの確認 「略」
別記3様式第1号～別記3様式第2号 [略]	別記3様式第1号～別記3様式第2号 [略]
別記3様式第2号 「略」	別記3様式第2号 「略」

別記3様式第3号

定期報告書（第3四半期末時点）

〇〇農業委員会

(1)・(2) [略]

(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業実績定期報告

農業委員会 相互の連絡 調整	事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公表	農業委員等に対する研修等の実施							
		研修		中央 研修 会	女性農業委員登 用等活動				
実施 時期	活動 内容	公表件数	開催 回数	参加 者数	研修 内容	出席 回数	出席 者数	実施 回数	活動 内容
		件	回	人		回	人	回	

農地に関する情報の整理及び農業者等への提供	農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席	<u>タブレットの貸出</u>
-----------------------	---------------------------	-----------------

別記3様式第3号

定期報告書（第3四半期末時点）

〇〇農業委員会

(1)・(2) [略]

(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業実績定期報告

農業委員会 相互の連絡 調整	事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公表	農業委員等に対する研修等の実施							
		研修		中央 研修 会	女性農業委員登 用等活動				
実施 時期	活動 内容	公表件数	開催 回数	参加 者数	研修 内容	出席 回数	出席 者数	実施 回数	活動 内容
		件	回	人		回	人	回	

農地に関する情報の整理及び農業者等への提供	農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席	その他の活動
-----------------------	---------------------------	--------

情報整理	情報提供						
実施件数	実施件数	開催回数	会議内容	出席者数	<u>貸出 台数</u>	<u>貸出 時期</u>	<u>利用 目的</u>
件	件	回		人	台		

情報整理	情報提供					
実施件数	実施件数	開催回数	会議内容	出席者数	事業内容	進捗状況
件	件	回		人		

その他の活動	
事業内容	進捗状況

(注1) タブレットの貸出の利用目的(利用実績)には、総会や研修等、具体的にどの業務で利用するか(完了報告においては利用した実績)を記入してください。

別記3様式第4号

定期報告書（第3四半期末時点）

(1)・(2) [略]

(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業実績定期報告

農業委員会相互の連絡調整		事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公表		農業委員等に対する研修等の実施					
				研修		中央研修会	女性農業委員登用等活動		
実施時期	活動内容	公表件数	開催回数	参加者数	研修内容	出席回数	出席者数	実施回数	活動内容
		件	回	人		回	人	回	

農地に関する情報の整理及び農業者等への提供		農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席			<u>タブレットの貸出</u>			
情報整理	情報提供							
実施件数	実施件数	開催回数	会議内容	出席者数	<u>貸出</u> <u>台数</u>	<u>貸出</u> <u>時期</u>	<u>利用</u> <u>目的</u>	

別記3様式第4号

定期報告書（第3四半期末時点）

(1)・(2) [略]

(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業実績定期報告

農業委員会相互の連絡調整		事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公表		農業委員等に対する研修等の実施					
				研修		中央研修会	女性農業委員登用等活動		
実施時期	活動内容	公表件数	開催回数	参加者数	研修内容	出席回数	出席者数	実施回数	活動内容
		件	回	人		回	人	回	

農地に関する情報の整理及び農業者等への提供		農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席			その他の活動			
情報整理	情報提供							
実施件数	実施件数	開催回数	会議内容	出席者数	事業内容	進捗状況		

件	件	回		人	台		件	件	回		人	
その他の活動												
事業内容		進捗状況										
<p><u>(注1) タブレットの貸出の利用目的(利用実績)には、総会や研修等、具体的にどの業務で利用するか(完了報告においては利用した実績)を記入してください。</u></p>												
別記3様式第5号～第8号 [略]						別記3様式第5号～第8号 [略]						
(別記4) [略]						(別記4) [略]						

附 則

- この通知は、令和3年4月1日から施行します。
- この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、令和2年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。